

# 学校、保育所等における食育の推進

## 第1節

### 学校における指導体制の充実

学校における食育を推進するためには、食に関する専門家として平成17年度から制度化された児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどることを職務とする栄養教諭を中心に教職員が連携して指導計画を策定し、全教職員が共通理解のもとに指導を展開することが重要であり、そのためには全都道府県において早期に栄養教諭が配置されることが必要である。このため、文部科学省においては、平成17年度から現職の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための講習会を都道府県で開催している。その結果、全国で、多数の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得している。

公立小中学校等の栄養教諭については、各都道府県教育委員会が、地域の状況を踏まえつつ、栄養教諭免許状取得者の中から栄養教諭を採用し、配置していくことになっており、平成20年4月現在で全都道府県において1,886名が配置されている。(図表33)。このほか、国立大学法人においても附属学校に栄養教諭を配置しており、平成20年4月現在で36国立大学法人で57名が配置されている。

なお、平成20年1月の中央教育審議会答申

年 度	配置状況	
17	4道府県	34人
18	25道府県	359人
19	45道府県	986人
20	47都道府県	1,886人

17～19年度は各年度末の配置現人数  
20年度は、4月1日現在の配置現人数  
資料：文部科学省学校健康教育課調べ



栄養教諭による食に関する指導

において、栄養教諭が学校における食育の推進の要であることを明確にした上で、他の教職員や地域社会と連携しつつ、その要としての役割を果たせるよう、栄養教諭の役割・職務の明確化を図るための法制度の整備を検討すること、校長など管理職についても、栄養教諭を中心とする食に関する指導の全体計画の作成を指揮し、校内体制を整備して学校教育活動全体で積極的な取組が行われるよう全校的な視点から関係教職員を指導することなどが求められることなどを明記した。

これを受けて、学校における食育の推進の明確な位置付けと栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うことなどを内容とする学校給食法の改正案を平成20年2月に第169回国会に提出し、同6月に成立し、公布されたところである。

## 第2節

### 学校における指導内容の充実

学校における食育は、子どもが食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考

え、望ましい食習慣を実践することができることを目指し、学校給食を活用しつつ、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間等における食に関する指導を中心として行われている。

### (1) 栄養教諭による取組

栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして学校における食育推進の要として、献立作成や衛生管理等の学校給食の管理と学校給食を活用した食に関する指導を一体的に展開することにより、教育上の高い相乗効果をもたらしている。

#### ア 食に関する指導の連携・調整

各教科等で学習する内容に食は幅広く関わっており、食に関する指導は、学校教育活動全体を通して行うことが重要である。このため、栄養教諭のみならず関係教職員が食に関する指導の重要性を理解し、必要な知識や指導方法を身に付けるとともに、関係する教職員が十分な連携・協力を行うことにより、体系的、継続的に効果的な指導を行うことができる。栄養教諭は、各教科等において指導に携わるだけでなく、学校における食に関する指導の全体的な指導計画の策定の中核となるなど、教職員間の連携・調整の要としての役割を果たしている。

#### イ 子どもへの教科・特別活動等における教育指導

食に関する指導は、給食の時間をはじめとする特別活動、各教科、道徳、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体の中で体系的、継続的に行われるものであり、その中で栄養教諭はその専門性を生かして、各学級担任や教科担任等との連携を図りながら積極的に指導を行っている。栄養教諭は学校給食の

管理業務を実際に担っていることから、各教科等の授業内容と関連させた献立を作成するなど、学校給食を生きた教材として活用し、効果的な指導を行っている。



食文化の紹介

なお、平成20年3月に小・中学校の学習指導要領の改訂が行われ、その総則において、「学校における食育の推進」が明確に位置付けられるとともに、家庭科や保健体育科等、関連する各教科等における食育の観点からの記述の充実を行った。あわせて、幼稚園教育要領の改訂も行われ、領域「健康」において、食育の観点からの記述の充実を行った。

#### ウ 子ども等への個別的な相談指導

保護者からの申し出、健康診断、聞き取り調査等で判明する、肥満、食物アレルギーや偏食等の子どもがかかえる個々の問題に適切に対応するために、栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医等と連携しつつ、保護者と面談等を重ね、子どもの食生活に関して、栄養に関する専門性を生かしたきめ細かな指導・助言を行っている。なお、学校給食においても、子どもの状況に応じた対応に努めている。

### (2) 食に関する学習教材の作成

各教科や特別活動、総合的な学習の時間等における食に関する指導において使用する教

材として食生活学習教材を作成し、全国の小学校低学年（小学校1年生） 中学年（小学校3年生） 高学年（小学校5年生） 中学生（中学校1年生）に配布し、その活用を促進している。

### （3）食育を通じた健康状態の改善等の推進

近年、子どもの肥満傾向の増大や生活習慣病の若年化等の状況が生じている背景には、例えば「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という食習慣をはじめとした基本的な生活習慣や態度が身に付いていないことが指摘されている。

このため、栄養教諭と養護教諭が連携し、地域の医療機関や学識経験者の協力を得て、子どもの睡眠や食生活の状況が健康や意欲に及ぼす影響等の特定のテーマに関する実践的な調査研究を実施している。

## 第3節

### 学校給食の充実

#### 1 学校給食の現状

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を子どもに提供することにより、子どもの健康の保持増進、体位の向上を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において生きた教材として活用することができるものであり、大きな教育的意義を有している。平成18年5月現在で小学校では約22,300校（全小学校数の99.2%）、中学校では約9,400校（全中学校数の85.8%）、全体で約33,200校で学校給食が行われており、全体で約1,019万人の子どもが給食を受けている。（図表 34）



学校給食の風景

#### 2 地場産物の活用の推進について

地場産物を学校給食に活用し食に関する指導の教材として用いることにより、次のような効果が期待されることから、地域や学校において、地場産物を学校給食において活用する取組が積極的に進められており、平成17年度の活用率は、全国平均で23.7%（食材数ベース）となっている。

子どもが、より身近に、実感をもって地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めることができる。

食料の生産、流通等に当たる人々の努力をより身近に理解することができる。

地場産物の生産者や生産過程等を理解することにより、食べ物への感謝の気持ちをいだくことができる。

「顔が見え、話しができる」生産者等により生産された新鮮で安全な食材を確保することができる。

流通に要するエネルギーや経費の節減、包装の簡素化等により、安価に食材を購入することができる場合があるとともに、環境保護に貢献することができる。

生産者等の側で学校給食をはじめとする学校教育に対する理解が深まり、学校と地域との連携・協力関係を構築することができる。

図表 34 学校給食実施状況（国公立）

平成18年5月1日現在

区 分	全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計		
		実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	
小学校	学校数	22,515	22,014	97.8	107	0.5	222	1.0	22,343	99.2
	児童数	7,187,417	7,095,071	98.7	17,425	0.2	25,529	0.4	7,138,025	99.3
中学校	学校数	10,906	8,159	74.8	65	0.6	1,128	10.3	9,352	85.8
	生徒数	3,609,306	2,507,701	69.5	14,903	0.4	381,002	10.6	2,903,606	80.4
特殊教育 諸学校	学校数	1,004	849	84.6	1	0.1	12	1.2	862	85.9
	幼児・児童・生徒数	104,592	92,060	88.0	36	-	1,002	1.0	93,098	89.0
夜間定時制 高等学校	学校数	704	454	64.5	198	28.1	1	0.1	653	92.8
	生徒数	92,108	38,771	42.1	13,178	14.3	516	0.6	52,465	57.0
計	学校数	35,129	31,476	89.6	371	1.1	1,363	3.9	33,210	94.5
	幼児・児童・生徒数	10,993,423	9,733,603	88.5	45,542	0.4	408,049	3.7	10,187,194	92.7

中学校には中等教育学校前期課程を含む。  
資料：文部科学省「学校給食実施状況調査」

文部科学省では、各都道府県に推進地域を指定し、生産者等から計画的かつ安定的に地場産物の納入が図られるよう、学校と地域の生産者等の連携体制を整え、地場産物を食に関する指導の「生きた教材」として活用できるようにするための方策等について調査研究を行っている。

### 3 米飯給食の一層の普及・定着に向けた取組

米飯給食は、伝統的な食生活の根幹である米飯に関する望ましい食習慣を子どもに身に付けさせることや、日本文化としての稲作について理解させるなどの教育的意義を持つものであり、週当たり3回の実施を目標に据え、その普及を図っている。18年度において、米飯給食を実施しているのは小学校で約21,900校（完全給食実施全小学校数の99.7%）、中学校で約8,100校（完全給食実施校全中学校数の99.7%）、全体で約31,400校（完全給食全実施全校の99.7%）で米飯給食が行われており、約972万人（完全給食を受けている全幼児・児童・生徒数の99.9%）の子どもが米飯給食を受けている。

また、週当たりでは2.9回となっている(図

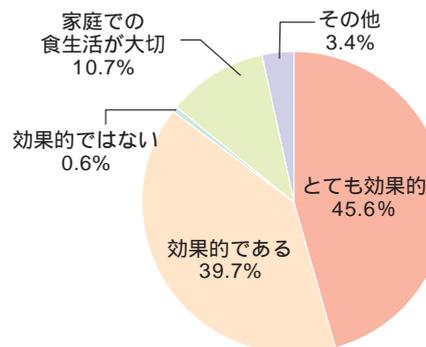
図表 35 米飯給食実施状況（国公立）

区 分	平成18年	平成17年
学校数	31,386校	31,507校
実施率	99.7%	99.5%
実施回数(週当たり)	2.9回	2.9回

資料：文部科学省「米飯給食実施状況調査」

図表 36 平成19年度「ごはんで給食フォーラム」におけるアンケート結果

米飯給食の推進は、子供の食習慣の乱れを改善するのに効果的と考えますか？



資料：「ごはんで給食フォーラム」アンケート結果  
(全国農業協同組合中央会調べ)

表 35)

米飯給食のより一層の推進を図るため、米飯給食の実施回数が少ない都市部の保護者や学校給食関係者を対象とした「ごはんで給食フォーラム」を開催している。

平成19年度は、埼玉県、東京都、神奈川県

# 学校給食法の改正について



学校給食法の改正については、中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」における提言も踏まえつつ原案が作成され、「学校保健法等の一部を改正する法律案」として、平成20年2月29日に閣議決定され、同日付けで第169回国会に提出され、同6月11日の参議院本会議で決決して、成立しました。施行日は、平成21年4月1日となっています。

学校給食法は、その時々状況に応じ、必要な改正が行われてきたところですが、法の根本をなす第1条（この法律の目的）や第2条（学校給食の目標）の大幅な改正を含む今回のような大きな改正が行われたのは、法の制定以来初めてのことであり、必要とされています。

昭和29年に学校給食法が成立するまでの経緯等について、まず振り返ってみると以下のとおりです。

## （1）戦後の学校給食

戦後の学校給食は、困難な食料事情の下で、ララ（LARA：戦乱で窮乏に陥った国々へ援助物資を送る活動を行っていた、アメリカの宗派を超えた宗教団体や労働団体等が集まって作った団体）からの物資寄贈を受けつつ、戦後の新しい学校給食の基本的な方針を示した文部、厚生、農林三省の次官通達「学校給食実施の普及奨励について」（昭和21年12月11日）に基づいて、東京都、神奈川県、千葉県で本格的に再開されました。学校給食の再開は当時の世論の絶大な支持を得るとともに、より広く実施することが求められました。そのため、給食実施児童数は年々増加し、その率は昭和21年に23%であったものが昭和25年には69%に達するなど、全国に普及拡大していき



昭和23年頃

その後、寄贈小麦粉によるパンの完全給食も実施されるようになりましたが、昭和26年のサンフランシスコ講和条約の調印に伴い、従来完全給食実施の財源となっていたガリオア資金（アメリカ軍占領地の疾病や飢餓による社会不安を防止し、占領行政の円滑を図るためアメリカ政府が支出した援助資金）が同年6月をもって打ち切られることとなりました。このことを契機として、各地で学校給食費の値上がりが見られ、学校給食を中止する学校も増加するという事態に至り、全国各地で国庫補助による学校給食の継続への要望や、学校給食の法制化が叫ばれるようになりました。

## （2）学校給食法の制定と改正

このような言わば学校給食の危機的な状況の中で、学校給食を継続すべきであるという世論に支えられつつ、昭和29年6月3日、学校給食法が制定されました。ここで注目すべきは、当時の文部大臣による学校給食法案の

提案理由説明に「小学校等において、その教育の一環として学校給食が適正に実施されるということは、とりもなおさず、児童がみずからの体験を通して、望ましい日常の食生活の営みを学びとることであって、学校給食が児童の現在及び将来の生活を幸福にする所以であり、教育的に実施される学校給食の意義はまことに重要であると存するのであります」とあり、また食料事情も十分でない状況の中でも、学校給食を単なる栄養補給のための食事と捉えるのではなく、教育活動の一環として明確に捉え、実際に同法第2条において、「小学校教育の目的を実現するため」と明記している点であると言えます。当時は、現在のように「食育」という言葉が普及していませんでしたが、戦後の学校給食は、まさに食育の推進の観点からも再出発したということが言えます。

学校給食法成立後、昭和31年には、小学校から義務教育諸学校への対象拡大や、準要保護児童への学校給食費の補助（翌年、中学校にも拡大）に関する改正が行われました。また、共同調理場方式の普及を踏まえ、昭和49年には、学校設置者が共同調理場を設けることができる旨規定されました。最近では、栄養教諭制度の創設を踏まえ、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員（学校給食栄養管理者）として、栄養教諭を追加する改正が行われています。



昭和51年頃

このように、学校給食法は、学校給食の根拠法として戦後の学校給食の復興と発展の基盤となるとともに、その時々状況に応じ、必要な改正を行うことにより、学校給食を制度的に支えてきました。

## 1. 改正内容

以下、主な改正部分について解説いたします。

### （1）法律の目的（第1条）

学校給食法において定める事項として、従来の「学校給食の実施」に加え、「学校給食を活用した食に関する指導の実施」を新たに規定しています。また、食育基本法の制定（平成17年6月）や同法に基づく食育推進基本計画の策定（平成18年3月）がなされ、食育の推進が我が国の重要な課題となっていることや、学校における食育の推進に学校給食は大きな役割を果たしていることにかんがみ、今回の改正では、法の目的として従来の「学校給食の普及充実」に加え、「学校における食育の推進」を新たに規定しています。

### （2）学校給食の目標（第2条）

昭和29年の学校給食法制定当初から、学校における教育の目的を実現するために学校給食の目標が規定されて

いたことは先述したとおりです。しかしながら、目標として設定されていた事項は、当時の状況を色濃く反映したものであったと言えます。今回の改正では、食育の観点を踏まえ、新たな目標も加えつつ以下の7項に整理・充実しています。

適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

この目標の整理・充実により、学校給食が単なる栄養補給のための食事にとどまらず、学校教育の一環であるという趣旨がより明確となりました。

これらの事項は、いずれも、学校給食を「生きた教材」としつつ、学校において食育を推進していく上で重要な観点となっているものですが、同時に、近年大きな改正が行われた教育基本法（平成18年12月改正）の第2条の「教育の目標」や学校教育法（平成19年6月改正）第21条の「義務教育の目標」を踏まえたものとなっています。その意味で、今回の学校給食法の改正は、新しい教育基本法及び学校教育法の趣旨を、学校教育の実際の場面で具体化していくための法改正でもあります。

### （3）学校給食実施基準（第8条）

従来より、学校給食法の趣旨にのっとり、学校給食が適正に実施されるよう、学校給食の実施回数、児童又は生徒の平均栄養所要量等について規定した学校給食実施基準が告示として定められています。同基準は、学校給食法が制定された昭和29年に既に定められていたが、学校給食法の条文上には規定されていませんでした。

今回の改正では、第8条において、文部科学大臣が策定する旨を明記し、学校の設置者は同基準に照らして適切な学校給食の実施に努める旨を規定しています。今後、食を取り巻く状況の変化に伴う学校給食に対する新たな要請に的確に対応できるよう、現在の実施基準を見直し、改正法の施行後、新たに告示することを予定しています。

### （4）学校給食衛生管理基準（第9条）

現在の「学校給食衛生管理の基準」は、O157による集団食中毒の発生（平成8年）を機に、衛生管理の改善充実及び食中毒の発生防止の徹底を図るため、従来の指導内容や「学校環境衛生の基準」における学校給食関係事項を整理し、併せて、新たに必要事項を加えて独立の基準として平成9年に制定し、局長通知したものです。

今回の改正においては、各学校において学校給食の適切な衛生管理が一層徹底して実施されるよう、従来の局長通知という性格を変更し、文部科学大臣が策定するよう規定しています。また、従来、関係者が果たすべき具体的な役割が必ずしも明確になっていない側面があったことから、学校の設置者は同基準に照らして適切な衛生管理に努める旨を明記するとともに、校長又は共同調理場の長は、同基準に照らして衛生管理上適正を欠く事項があると認められた場合には、直ちに所要の措置を講ずること、さらに、校長等の権限では対応できない措置が必要な場合には、学校等の設置者に申し出ることを規定しています。

同基準についても、改正法の施行後、現在の基準の内容を精査し必要な改訂を行った上で、文部科学省告示として策定する予定です。

### （5）学校給食を活用した食に関する指導

平成16年の学校教育法の改正により、栄養教諭の職務が「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」と簡潔に規定（第37条（小学校）第49条により中学校に準用）されていますが、今回の学校給食法の改正においては、上記の栄養教諭の果たす役割の重大性にかんがみ、栄養教諭は「学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする」と明確に規定したところです。また、栄養教諭が指導を行うに当たっては、当該地域の産物を学校給食に活用するなどの創意工夫を行うことを同条第2項で規定しています。これは、地場産物の活用が、学校給食を「生きた教材」として活用しつつ食に関する指導を行うに当たって非常に重要な事項であるため、創意工夫の例示として特記したものです。

新たな第10条は、栄養教諭の役割を中心に規定されていますが、学校における食育は、栄養教諭を中核としつつ、関係教職員が共通理解の下、連携・協力することにより、学校教育活動全体を通じて推進する必要があります。そのため、校長のリーダーシップが重要であり、今回の改正では、同条第1項後段において、校長は「食に関する指導の全体的な計画」を作成するなど必要な措置を講ずることを規定しています。この規定については、校長が全校の視点に立って、リーダーシップを発揮しつつ、その責任において全体計画を最終的に作成することを規定したものであり、栄養教諭が中核となって、関係教職員と連携しつつ、全体計画の作成の検討、原案作成、決定等の進行管理を行う必要があることは、『食に関する指導の手引』（平成19年3月）において示しているとおりです。

## 2. おわりに

今回の学校給食法の改正は、今まで述べたように、食育推進の観点を取り込み、学校給食法の根幹に関わる部分の改訂を含むものであり、我が国の学校給食の歩みの中でも特に銘記されるべき法改正であると言えます。

今回の学校給食法改正とともに、本年3月に告示された新学習指導要領において、その総則で「学校における食育の推進」が明確に位置付けられ、関連教科等においても食育に関する記述がなされたことは、まさしく食育推進のための車の両輪が揃い、学校給食を通じて、食育の推進を図るための原動力になることが期待できます。

## 第4節

### 保育所での食育推進

及び大阪府の4か所で開催し、「米飯給食の大切さ・効果」「食育」をテーマとした学識経験者や保護者代表によるパネルディスカッション等が行われた。フォーラム参加者へのアンケートによると、米飯給食の推進は、子どもの食習慣の乱れを改善するのに「とても効果的」又は「効果的である」と回答した者が85%以上にも上った(図表36)。このように、今後も米飯給食の実施回数の少ない都市部を中心にフォーラムを開催することにより、米飯給食に対する一層の理解の促進と米飯給食の実施回数の増加が期待されている。

#### 4 伝統的な食文化を継承した献立の活用

郷土料理や伝統料理等は、その土地の産物を使って独自の料理法で作られ、食べ継がれてきたものであり、これらは子どもに地域の産業や文化に関心を持たせる上で良い教材となる。

現在、地場産物の活用の更なる促進が図られているが、それにあわせて各地において学校給食に郷土料理等が積極的に導入され、行事等においても使用されており、今後とも郷土料理等を通じた学校給食の教育的効果が更に上がることが期待される。

このように郷土料理等を学校給食に取り入れて食文化を伝承し、次代を担う子どもたちにふるさとの味を残し伝えることは大切なことである。そのため、栄養教諭は、献立作成において郷土料理等を積極的に活用し、子どもたちの調べ学習の際に適切な資料を提供することなどにより、子どもたちに伝統的な食文化を継承する上で重要な役割を果たしている。

乳幼児期の健やかな成長を支えるため、保育所における食事や食に関わる取組は重要である。これまで、全国の保育所においては、平成16年3月に策定された「保育所における食育に関する指針」に基づき食育が推進されてきたところであるが、厚生労働省では、平成20年3月に「保育所保育指針」を改定(平成21年4月施行)し、食育の意義について明らかにしている(図表37)。

まず、保育所保育指針の根幹である第1章「総則」では、保育所は子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とし、子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場とななければならないと定めている。これに併せて、健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うことを目標としなければならない、と定めている。

次に、第3章「保育の内容」では、保育の目標、ねらい及び内容を定めており、例えば、教育の5領域の内容として、「楽しんで食事をする」、「嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする」、「作物を育てたり、味わうなどして、生命の尊さに気付く」、「味わったことを言葉で表現する」、「味、香りなどに気づいたり、感じる」など食育に関連する事項を盛り込んでいる。

また、第5章「健康及び安全」では、「食育の推進」の項目を定めているが、ここでは、保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすることを明記し、その実施に当たっては、(1)子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しむこと、(2)食育の計画を作成し、見通しを持って取り組

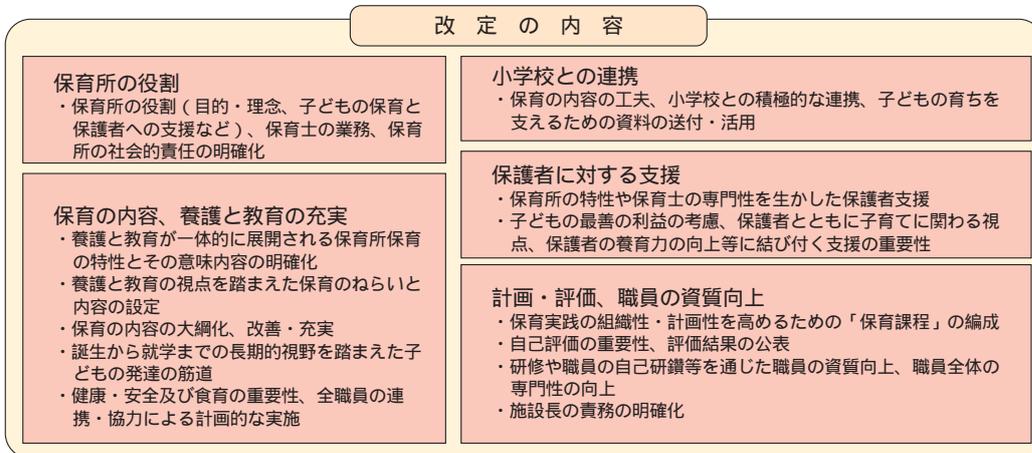
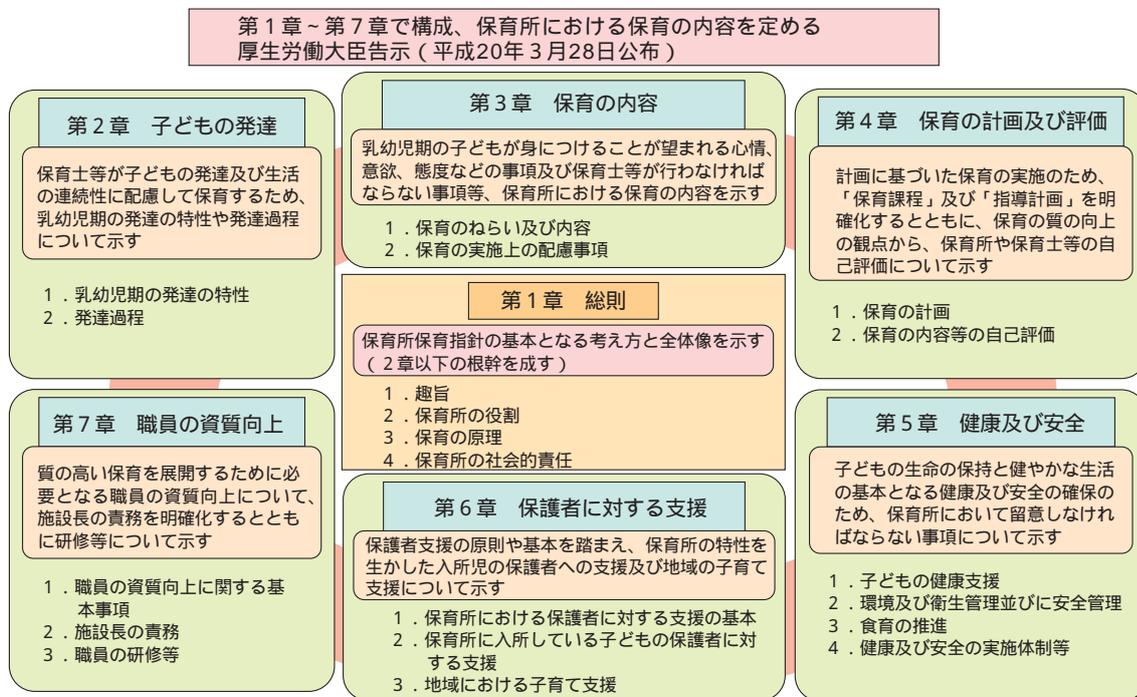
むとともに、その評価及び改善に努めること、(3) 食材や調理する人への感謝の気持ちを育て、食に関わる環境を整えること、(4) 食物アレルギーなど子どもの状態に応じて専門的対応を図ることなどについて留意するよう求めている。

今回の保育所保育指針では、保育所における食育を養護と教育の一体的展開として改めてとらえ直し、食育の意義や課題を明確にし

ている。このため、今後はこの指針を踏まえ、保育所における「保育課程」及びそれに基づく「指導計画」の中に食育に関する計画を位置づけ、保育所で働く全ての職員が共通認識を持って計画的に取り組んでいくことが望まれる。

なお、平成18年度に実施した「保育所における食育の計画づくりに関する調査」結果では、食育の計画づくりに取り組んでいる保育

図表 37 新保育所保育指針について



所は約8割であった。

さらに、保育所において、所長、保育士、栄養士の協力の下、各地域や施設の特性に応じた食育の計画作成が推進されるよう、平成

19年11月には研究事業として「保育所における食育の計画づくりガイド」を取りまとめ、その周知を図ったところである（図表38）。

図表 38

『保育所における食育の計画づくりガイド』（概要）

（平成19年11月公表）

### 園の職員で食育の計画づくりの進め方を考える

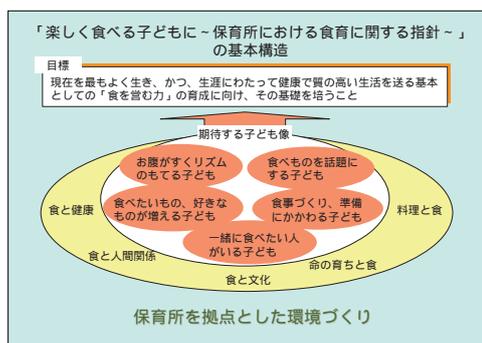
園内外での研修や会議などを通して体制づくりを行い、食育に関して全職員の共通理解を深め、子どもの興味・関心を精査しつつ、地域に根ざし、保育所の実情に応じたオリジナリティあふれる食育の計画づくりを！

### 食育の計画づくりの基本的な考え方を理解する

「食を営む力」は生涯にわたって育成されるものであり、その基礎を培うことが乳幼児期の目標。食を通して、子どものどのような育ちを期待するのか考える

#### 1. 保育所における食育の目標

保育所における食育は、現在を最もよく生き、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とする。そして、楽しく食べる子どもに成長していくことを期待し、5つの子ども像の実現を目指す。



#### 2. 保育所における食育の内容

##### 1) 食育のねらいと内容

子どもの心情・意欲・態度を培う観点から、食を通してどのような体験を積み重ねることが大切なのかを考える

##### 2) 食育の5項目

子どもの食を営む力の基礎を培うために必要な経験の内容を「食と健康」「食と人間関係」「食と文化」「命の育ちと食」「料理と食」の観点から考える

#### 3. 保育所における食育の計画の位置づけ

食育の計画は一貫性のあるものとして「保育計画\*」「指導計画」にしっかり位置づける

### 園で食育の計画づくりをすすめる

1. 食育の視点を含めた保育計画\*を作成する
2. 食育の視点を含んだ指導計画を作成する
3. 保育所における食育の計画を評価し、改善する
4. 食育の計画づくりに関するQ&A

\*新保育所保育指針では、「保育計画」を「保育課程」に変更。

